

環 境 審 第 2 2 号  
令和 5 年(2023年)12月22日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会会长 中村 太士



地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準について（答申）  
令和 3 年（2021 年）10 月 15 日付け気候第 438 号で諮問のあったことについて、別添の  
とおり答申します。

別冊

(答申)

## 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する 環境配慮基準

令和5年（2023年）12月22日

北海道環境審議会

# 目次

## 第1章 基本的事項

1	基準策定の趣旨	2
2	基準の位置付け	2
3	対象とする地域脱炭素化促進施設の種類	2
4	対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等	2
5	基本的な考え方	3
6	基準の見直し	3
7	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順	3
8	促進区域設定後の事業の実施に際しての環境保全への適正な措置	4
9	関係者・関係機関の洗い出しと合意形成	4

## 第2章 基準

1	太陽光発電施設に関する基準	5
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	5
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	7
2	風力発電施設に関する基準	14
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	14
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	16
3	中小水力発電施設に関する基準	23
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	23
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	25
4	地熱発電施設に関する基準	33
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	33
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	35
5	バイオマス発電施設に関する基準	42
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	42
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	44
6	太陽熱供給施設に関する基準	50
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	50
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	52
7	大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設に関する基準	59
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	59
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	61
8	地熱供給施設に関する基準	68
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	68
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	70
9	バイオマス熱供給施設に関する基準	77
(1)	促進区域に含めることができないと認められる区域	77
(2)	促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項	79
	第3章 促進区域の設定等に当たっての留意事項	85

# 第1章 基本的事項

## 1 基準策定の趣旨

地域脱炭素化促進事業制度の目的は、再生可能エネルギー事業について、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することとされています。地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定は、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、再生可能エネルギー事業の予見可能性を高めるものです。

市町村が促進区域を設定するに当たっては、環境への適正な配慮を確保することが必要であることから、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も促進区域を定めるに当たって共通して遵守すべき環境省令で定める国の基準に加えて、都道府県は、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものとして、市町村が促進区域を定めるに当たって遵守すべき上乗せ・横出しの基準を定めることができます（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「法」という。）第21条7項）。したがって、道では、促進区域の設定に当たって自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

## 2 基準の位置付け

本基準は、法第21条第6項に規定する都道府県が定める促進区域の設定に関する基準です。

## 3 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

### (1) 再生可能エネルギー発電施設

- ・ 太陽光発電施設
- ・ 風力発電施設（洋上に設置するものを除く）
- ・ 中小水力発電施設（出力が30,000kW未満のものに限る）
- ・ 地熱発電施設（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
- ・ バイオマス発電施設

### (2) 再生可能エネルギー熱供給施設

- ・ 太陽熱供給施設
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
- ・ 地熱供給施設
- ・ バイオマス熱供給施設

## 4 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態、場所等

- ・ 太陽光発電施設のうち、最大発電量が10kW未満で、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 太陽熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- ・ 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設のうち、建築物の屋根、屋上又は壁面に

設置するもの

## 5 基本的な考え方

北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- 恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

### [視点・ポイント]

- ・ 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- ・ 國際的に保護すべきとされる保全地域の自然環境・生態系
- ・ 触れ合いの場としての自然
- ・ 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- ・ アイヌの人たちをはじめとする先人たちや地域社会にとって重要と考えられる自然及び文化的な景観・資源

- 災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全

### [視点・ポイント]

- ・ 災害などの発生のおそれのある地域の回避と自然環境を活かした防災

- 北海道の基幹産業である第一次産業、観光産業などが有する重要機能を支える環境の保全

### [視点・ポイント]

- ・ 第一次産業の健全な発展を支える環境の保全
- ・ 観光を支える環境の保全

## 6 基準の見直し

基準に基づく市町村による地域脱炭素促進区域の設定の状況及び具体的な事業の実施状況については、毎年、道がとりまとめて環境審議会に報告します。これを受け環境審議会は、基準に照らしてその内容を評価して、かつ、基準の見直しの必要の有無について、最新の科学的知見に基づいて検討するものとします。

## 7 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順

- (1) 地域脱炭素化促進事業の目標の検討（法第 21 条第 5 項第 1 号）

市町村は、地方公共団体実行計画の目標や再生可能エネルギーの導入目標等を踏まえ、地域脱炭素化促進事業の目標を検討します。

- (2) 促進区域となり得る区域（候補地）の検討

市町村は、環境の保全や再生可能エネルギーのポテンシャルなどの情報を収集・把握し、促進区域となり得る区域（候補地）を検討します。

- (3) 促進区域となり得るエリアにおける配慮すべき事項の確認

市町村は、促進区域となり得るエリアについて、環境保全の観点及び社会的配慮の観点から考慮すべき事項について、情報の収集・把握を通じて確認します。

- (4) 促進区域の設定の検討（法第 21 条第 5 項第 2 号）

市町村は、これまで把握・確認した情報を元に、環境省令で定める国の基準と北海道の環境配慮基準に基づいて、地域脱炭素化促進事業の推進について、デメリットの軽減・メリッ

トの増大を図りつつ、総合的に判断して地域にとってのメリットをもたらすかどうかの観点から促進区域の設定を検討します。

(5) 地域の脱炭素化のための取組の検討（法第 21 条第 5 項第 4 号）

市町村は、事業者に求める地域の脱炭素化のための取組について検討します。

(6) 地域の環境保全のための取組等の検討（法第 21 条第 5 項第 5 号イ）

市町村は、考慮が必要な区域を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組での適切な措置についても検討します。

(7) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の検討（法第 21 条第 5 項第 5 号ロ）

市町村は、地域のニーズに合致するよう関係者で十分協議を行って取組を検討します。

## 8 促進区域設定後の事業の実施に際しての環境保全への適正な措置（法第 21 条第 5 項第 5 号イ）

促進区域設定後の事業の実施に際しても環境への悪影響のおそれがないように、市町村は、地域の環境保全のための取組（法第 21 条第 5 項第 5 号イ）（7（6）に関すること）に地域脱炭素化促進事業に求める適切な措置を位置付け、事業者による確実な措置の実施を担保します。

地域の環境保全のための取組として規定すべき適切な措置は、1) 必要な調査の実施、2) 調査結果を踏まえた事業計画の立案・詳細の決定（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の検討、環境保全措置、モニタリングの計画、事後調査による対応、順応的管理による対応等）、3) 環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組、4) 新たな環境価値の創出を伴う取組などが考えられ、これらを事業計画に盛り込む必要があります。

## 9 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成

(1) 関係者・関係機関の洗い出し

市町村は、合意形成を行う必要がある関係者・関係機関を幅広く洗い出し、整理して連携・調整します。

北海道は、市町村の求めに応じて市町村の組織する協議会に参加や市町村に環境影響評価項目に関する専門家を紹介する窓口など取組の支援を検討します。

(2) 合意形成

市町村は、協議会の設置、既存枠組みの活用など、関係者・関係機関との意見調整方法を検討し、促進区域を設定する際には地域性などに応じて適切な方法を選定します。また、地域住民に対しては、促進区域の計画段階において広く説明を行い、意見を聞く機会を設けて促進区域設定に反映します。

## 第2章 基準

### 1 太陽光発電施設に関する基準

(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表1に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を太陽光発電施設の促進区域に設定することはできません。

表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	
	ぼた山崩壊防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	Important Bird and Biodiversity Areas (以下「IBA」) (市街地※を除く)	公益財団法人日本野鳥の会
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）

※ 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表2に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を太陽光発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表2 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水の濁りによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・Environmental Impact Assessment Database System（以下「EADAS」）（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱈孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
土地の安定性への影響	・土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所（北海道HP）</li> <li>・北海道の山地災害危険地区（北海道HP）</li> <li>・土地分類基本図（国土交通省）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
	・山地災害危険地区		
	・河川保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的・社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川予定地		
	・道路区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・道路維持 道路に関する問い合わせ先（北海道HP）</li> <li>・道路（各市町村HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること</li> </ul>
反射光による生活環境への影響	・漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の漁港一覧（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・一般公共海岸区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全基本計画（北海道HP）</li> <li>・各種申請等に係る行政手続きについて（砂防・海岸ほか）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること</li> <li>・海岸の防護に必要な措置を講じること</li> </ul>
保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・Key Biodiversity Area（以下「KBAJ」）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・IBAの市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・レッドリスト掲載種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスターープラン掲載の湿原</li> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的景観（文化庁）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・身近な自然地域 (環境緑地保護地区以 外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
その他北海道が必要 と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域 (工業地域及び工業専用 地域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
	・国指定文化財（重要文 化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記 念物（区域が定められてい ないもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道指定文化財（有 形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天 然記念物（区域が定められ ていないもの） ・記念保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域 (土壤汚染対策法第11条 第1項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域 (廃棄物処理法第15条の17第1項)	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・(各種)漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
	・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること
	・森林施業を実施・計画している区域	・森林経営計画（北海道HP） ・関係部局等からの聴取	・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・振動対策（環境省HP） ・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること ・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること

## 2 風力発電施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表3に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を風力発電施設の促進区域に設定することはできません。

表3 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
植物の重要な種及び重要な群落への影響	IBA（市街地を除く）	公益財団法人日本野鳥の会
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
地域を特徴づける生態系への影響	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
	道自然環境保全地域	
	学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表4に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を風力発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表4 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電施設から発生する騒音について（環境省HP）</li> <li>・風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
土地の安定性への影響	・土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所（北海道HP）</li> <li>・北海道の山地災害危険地区（北海道HP）</li> <li>・土地分類基本図（国土交通省）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
	・山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川予定地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川における一般の自由使用を妨げない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
土地の安定性への影響	・道路区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・道路維持 道路に関する問い合わせ先（北海道HP）</li> <li>・道路（各市町村HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の漁港一覧（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・一般公共海岸区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全基本計画（北海道HP）</li> <li>・各種申請等に係る行政手続きについて（砂防・海岸ほか）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること</li> <li>・海岸の防護に必要な措置を講じること</li> </ul>
影による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の環境影響（シャドーフリッカ）に関する調査、予測及び評価について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電（施設）の影が、保全対象施設に長時間重ならない、住民などに不快感を与えないなど環境の保全に必要な措置（配置）を講じること</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBA</li> <li>・ IBAの市街地</li> <li>・ マリーンIBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（風力発電に限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電における鳥類のセンシティビティマップ（環境省HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意喚起レベルA1・A2・A3の区域は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲では事業を原則実施しないこと</li> <li>・ 注意喚起レベルB・Cの区域や事業の実施を避けられない場合は、対象種の確実な生息地情報を得た上で、専門家の意見を聴取し、影響のある範囲を避けること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面</li> <li>・ 資源保護水面</li> <li>・ 特定植物群落</li> <li>・ 植生自然度8・9の区域</li> <li>・ 巨樹・巨木林</li> <li>・ レッドリスト掲載種</li> <li>・ 指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・重要湿地 ・重要里地里山 ・重要海域 ・北海道湿原保全マスター ラン掲載の湿原	・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP） ・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP） ・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・自然再生の対象となる区域	・自然再生の対象となる区域（環境省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・KBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・植生自然度8・9の区域	・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で 植生自然度1～7の地域	・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で 植生自然度1～7の地域	・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・ジオパーク	・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP） ・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> </ul>
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> </ul>
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的景観（文化庁）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> </ul>
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財（重要文化財を除く）</li> <li>・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定文化財（有形文化財を除く）</li> <li>・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）</li> <li>・記念保護樹木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施</li> <li>d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種農地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業許可</li> <li>・（各種）漁業権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁）</li> <li>・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増殖河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

### 3 中小水力発電施設に関する基準

#### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表5に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を中小水力発電施設の促進区域に設定することはできません。

表5 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ばた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	地域森林計画対象森林	
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	植生自然度10の区域	保護林設定管理要領
地域を特徴づける生態系への影響	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
	道自然環境保全地域	
	学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表6に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を中小水力発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表6 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP） ・水資源保全地域（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	・水道原水取水地点	・北海道の水道（北海道HP） ・水道（施設・事業）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・公共用海域の水質測定結果	・北海道水質関連データ集（北海道HP） ・測定地点（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・さけますふ化場・養殖場	・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP） ・昭和年間の北海道における鮭鱈孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・さけ・ます（北海道（振興局）HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
富栄養化による影響	・水資源保全地域	・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP） ・水資源保全地域（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、取水地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	・水道原水取水地点	・北海道の水道（北海道HP） ・水道（施設・事業）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
富栄養化による影響	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、取水地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
水の濁りによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱈孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
溶存酸素量による影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
水温による影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水温による影響	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鰨孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水温の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・養殖場の流入経路の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・農業用水路の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本水土図鑑（農林水産省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ KBA ・ IBA ・ マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けたこと（別表参考）</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 保護水面 ・ 資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> </ul>
	・ 特定植物群落 ・ 植生自然度8・9の区域 ・ 巨樹・巨木林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・ 重要湿地 ・ 重要里地里山 ・ 重要海域 ・ 北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・植生自然度8・9の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観重要建造物 ・景観重要樹木	・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP） ・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	・文化的景観（文化庁） ・文化遺産オンライン（文化庁） ・文献その他資料 ・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	・北海道自然環境保全指針（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
	・特別緑地保全地区	・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP） ・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・特別緑地保全地区（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	・公園とみどり（国土交通省HP） ・北海道立公園（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	・下水道	・下水道（国土交通省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・都市計画（国土交通省HP） ・都市計画区域の指定状況（北海道HP） ・都市計画（制度）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・建築基準法による用途規制に適合すること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	・文化財の紹介（文化庁HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 4 地熱発電施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表7に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を地熱発電施設の促進区域に設定することはできません。

表7 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
温泉への影響	温泉（準）保護地域	温泉法
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表8に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を地熱発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表8 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、においや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に因いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
温泉への影響	・温泉の状況	・北海道温泉保護対策要綱（北海道HP） ・温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（環境省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP） ・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP） ・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること
	・緑の回廊	・緑の回廊（林野庁HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考） ・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること ・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること ・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること
	・保護水面 ・資源保護水面	・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP） ・保護水面、資源保護水面（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・重要湿地	・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・動物の分布状況	・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・Key Biodiversity Area（以下「KBA」）  ・IBA（太陽光発電施設・風力発電施設は除く） ・IBAの市街地（太陽光発電施設・風力発電施設に限る）  ・マリーンIBA	・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP） ・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP） ・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP） ・海鳥コロニーデータベース（環境省HP） ・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスター評ラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・植生自然度8・9の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観重要建造物 ・景観重要樹木	・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP） ・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	・文化的景観（文化庁） ・文化遺産オンライン（文化庁） ・文献その他資料 ・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	・北海道自然環境保全指針（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
	・特別緑地保全地区	・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP） ・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・特別緑地保全地区（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	・公園とみどり（国土交通省HP） ・北海道立公園（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	・下水道	・下水道（国土交通省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・都市計画（国土交通省HP） ・都市計画区域の指定状況（北海道HP） ・都市計画（制度）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・建築基準法による用途規制に適合すること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	・文化財の紹介（文化庁HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 5 バイオマス発電施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表9に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域をバイオマス発電施設の促進区域に設定することはできません。

表9 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ばた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
	河川区域	河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表10に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項をバイオマス発電施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」(法第21条第5項第5号イ)での適切な措置についても地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置付けることが必要です。

表10 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
大気質への影響	・保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤地図情報サイト(国土交通省国土地理院HP)</li> <li>・土地利用図(国土交通省国土地理院HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道の大気環境(二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の大気環境測定結果(北海道HP)</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引(第2章・第4章)(経済産業省HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な措置を講じること</li> <li>・地域住民の健康、被害者を保護するために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・苫小牧東部地域・西部地域、石狩湾新港地域の公害防止協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定(北海道HP)</li> <li>・公害防止協定(各市町村HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに工場などを設置する場合は、道と事業者で公害防止協定の締結に努めること</li> </ul>
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について(環境省HP)</li> <li>・基盤地図情報サイト(国土交通省国土地理院HP)</li> <li>・土地利用図(国土交通省国土地理院HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
悪臭による影響	・保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・におい対策・かおり環境について(環境省HP)</li> <li>・基盤地図情報サイト(国土交通省国土地理院HP)</li> <li>・土地利用図(国土交通省国土地理院HP)</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS(環境省HP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> </ul>	
	・IBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> </ul>	
	・マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
・レッドリスト掲載種	・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）		
	・北海道レッドリストについて（北海道HP）		
・指定希少野生動植物種	・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）		
	・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）		
	・文献その他資料		
	・専門家や関係部局等からの聴取		
	・EADAS（環境省HP）		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスターープラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度8・9の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的景観（文化庁）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・身近な自然地域 (環境緑地保護地区以 外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
その他北海道が必要 と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域 (工業地域及び工業専用 地域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
	・国指定文化財（重要文 化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記 念物（区域が定められてい ないもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道指定文化財（有 形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天 然記念物（区域が定められ ていないもの） ・記念保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域 (土壤汚染対策法第11条 第1項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域 (廃棄物処理法第15条の17第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施</li> <li>d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	・第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁業許可 ・(各種)漁業権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁）</li> <li>・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）</li> </ul>
	・増殖河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 6 太陽熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表11に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を太陽熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表11 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性 への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種 及び重要な群落へ の影響	保護林	保護林設定管理要領
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
地域を特徴づける 生態系への影響	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
	道自然環境保全地域	
	学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表12に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を太陽熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表12 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
水の濁りによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・Environmental Impact Assessment Database System（以下「EADAS」）（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱈孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
土地の安定性への影響	・土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所（北海道HP）</li> <li>・北海道の山地災害危険地区（北海道HP）</li> <li>・土地分類基本図（国土交通省）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な措置を講じること</li> </ul>
	・山地災害危険地区		
	・河川保全区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・許可申請が必要な河川及び区域とは（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂の流出や崩壊、水害など災害の発生を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・治水上又は利水上の支障が生じない、他の工作物に悪影響を与えない、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的・社会的環境を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水の確保の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・河川予定地		
	・道路区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路（国土交通省北海道開発局HP）</li> <li>・道路維持 道路に関する問い合わせ先（北海道HP）</li> <li>・道路（各市町村HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、道路法その他の法令規則で定められた基準に適合するよう必要な措置を講じること</li> </ul>
反射光による生活環境への影響	・漁港区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の漁港一覧（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用、その他漁港の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・一般公共海岸区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全基本計画（北海道HP）</li> <li>・各種申請等に係る行政手続きについて（砂防・海岸ほか）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること</li> <li>・海岸の防護に必要な措置を講じること</li> </ul>
保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省HP）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように、事業地の周囲に植栽する、反射を抑えた仕様の資材を採用することなどの措置を講じること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> </ul>	
	・IBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> </ul>	
	・マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
・レッドリスト掲載種	・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）		
	・北海道レッドリストについて（北海道HP）		
・指定希少野生動植物種	・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）		
	・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）		
	・文献その他資料		
	・専門家や関係部局等からの聴取		
	・EADAS（環境省HP）		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスターープラン掲載の湿原</li> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> <li>・KBA</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的景観（文化庁）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・身近な自然地域 (環境緑地保護地区以 外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
その他北海道が必要 と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域 (工業地域及び工業専用 地域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
	・国指定文化財（重要文 化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記 念物（区域が定められてい ないもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道指定文化財（有 形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天 然記念物（区域が定められ ていないもの） ・記念保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域 (土壤汚染対策法第11条 第1項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域 (廃棄物処理法第15条の17第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施</li> <li>d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	・第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁業許可 ・(各種)漁業権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁）</li> <li>・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）</li> </ul>
	・増殖河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 7 大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表13に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表13 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	森林法
	保安林予定森林	
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表14に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」(法第21条第5項第5号イ)での適切な措置についても地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置付けることが必要です。

表14 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP） ・土地利用図（国土交通省国土地理院HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、においや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP） ・水資源保全地域（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること ・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること
	・水道原水取水地点	・北海道の水道（北海道HP） ・水道（施設・事業）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・公共用水域の水質測定結果	・北海道水質関連データ集（北海道HP） ・測定地点（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
	・さけますふ化場・養殖場	・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP） ・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・さけ・ます（北海道（振興局）HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に因いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑るために必要な措置を講じること</li> </ul>
温泉への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉保護地域・準保護地域</li> <li>・温泉の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道温泉保護対策要綱（北海道HP）</li> <li>・温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削を伴う事業の場合は、当該地を避けた事業計画にすること</li> <li>・事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保護協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面		
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ KBA ・ IBA ・ マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けたこと（別表参考）</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 保護水面 ・ 資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> </ul>
	・ 特定植物群落 ・ 植生自然度8・9の区域 ・ 巨樹・巨木林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・ 重要湿地 ・ 重要里地里山 ・ 重要海域 ・ 北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・植生自然度8・9の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観重要建造物 ・景観重要樹木	・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP） ・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	・文化的景観（文化庁） ・文化遺産オンライン（文化庁） ・文献その他資料 ・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	・北海道自然環境保全指針（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
	・特別緑地保全地区	・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP） ・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・特別緑地保全地区（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	・公園とみどり（国土交通省HP） ・北海道立公園（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	・下水道	・下水道（国土交通省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・都市計画（国土交通省HP） ・都市計画区域の指定状況（北海道HP） ・都市計画（制度）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・建築基準法による用途規制に適合すること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	・文化財の紹介（文化庁HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 8 地熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表15に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域を地熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表15 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ばた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	保護林	保護林設定管理要領
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
地域を特徴づける生態系への影響	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
	道自然環境保全地域	
	学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表16に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項を地熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」（法第21条第5項第5号イ）での適切な措置についても地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けることが必要です。

表16 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形などの状況を考慮して事業実施場所から保全対象施設まで影響を及ぼさない距離（1km以上）を確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は、においや硫化水素の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
水の汚れによる影響	・水資源保全地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水資源保全地域 指定地番等一覧表（北海道HP）</li> <li>・水資源保全地域（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水、農業・工業用水、水産業などの周辺区域も含めて水資源の確保や水質への影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・水道原水取水地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の水道（北海道HP）</li> <li>・水道（施設・事業）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・公共用水域の水質測定結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道水質関連データ集（北海道HP）</li> <li>・測定地点（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・さけますふ化場・養殖場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道さけ・ますふ化場（水産庁HP）</li> <li>・昭和年間の北海道における鮭鱥孵化放流事業に関する年度報告書（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・さけ・ます（北海道（振興局）HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に因いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
温泉への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉保護地域・準保護地域</li> <li>・温泉の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道温泉保護対策要綱（北海道HP）</li> <li>・温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削を伴う事業の場合は、当該地を避けた事業計画にすること</li> <li>・事業実施における各種（事前）調査や事業実施後のモニタリング、周辺施設や近隣の温泉資源への影響など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形・地質の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の典型地形について（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・日本の地形レッドデータブック（日本自然保护協会）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面		
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ KBA ・ IBA ・ マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・ 重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・ 海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・ 全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・ 発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けたこと（別表参考）</li> <li>・ 営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 保護水面 ・ 資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・ 保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> </ul>
	・ 特定植物群落 ・ 植生自然度8・9の区域 ・ 巨樹・巨木林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・ 巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・ 北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	・ レッドリスト掲載種 ・ 指定希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・ 北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・ 国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・ 指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・ 重要湿地 ・ 重要里地里山 ・ 重要海域 ・ 北海道湿原保全マスター プラン掲載の湿原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・ 生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・ 文献その他資料</li> <li>・ 専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・ EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・ 当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・ 当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
地域を特徴づける生態系への影響	・自然再生の対象となる区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・植生自然度8・9の区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観重要建造物 ・景観重要樹木	・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP） ・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること ・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること ・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	・文化的景観（文化庁） ・文化遺産オンライン（文化庁） ・文献その他資料 ・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・長距離自然歩道	・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP） ・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること ・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること ・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること
	・身近な自然地域（環境緑地保護地区以外）	・北海道自然環境保全指針（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
	・特別緑地保全地区	・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP） ・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP） ・特別緑地保全地区（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	
その他北海道が必要と判断するもの	・公園	・公園とみどり（国土交通省HP） ・北海道立公園（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること
	・下水道	・下水道（国土交通省HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること
	・都市計画区域の用途地域（工業地域及び工業専用地域を除く）	・都市計画（国土交通省HP） ・都市計画区域の指定状況（北海道HP） ・都市計画（制度）（各市町村HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・建築基準法による用途規制に適合すること

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・国指定文化財（重要文化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの）	・文化財の紹介（文化庁HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること
	・北海道指定文化財（有形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天然記念物（区域が定められていないもの） ・記念保護樹木	・北海道指定の文化財一覧（北海道HP） ・文化遺産オンライン（文化庁HP） ・自然環境保全地域等（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること ・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること ・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること
	・形質変更時要届出区域（土壤汚染対策法第11条第1項及び第3項）	・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP） ・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること
	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域（廃棄物処理法第15条の17第1項）	・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP） ・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること ・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること ・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること a) 廃棄物の飛散や流出を防止 b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置 c) 汚水の発生や流出を防止とともに、定期的に検査を実施 d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置 e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置 f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること
	・第1種農地	・文献その他資料 ・専門家や関係部局等からの聴取	・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること
	・漁業許可 ・（各種）漁業権	・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁） ・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP） ・関係部局等からの聴取 ・EADAS（環境省HP）	・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）
・増殖河川	・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP） ・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP） ・関係部局等からの聴取	・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 9 バイオマス熱供給施設に関する基準

### (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

規則第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は、表17に掲げる区域とします。

市町村は、これらの区域をバイオマス熱供給施設の促進区域に設定することはできません。

表17 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林	
	保安林予定森林	森林法
	地域森林計画対象森林	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	河川区域	河川法
	国指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区 (離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
地域を特徴づける生態系への影響	植生自然度10の区域	自然環境保全基礎調査（植生自然度調査）
	道自然環境保全地域	
	学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	自然公園法
	北海道立自然公園の特別地域	
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10の地域	北海道立自然公園条例
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	土壤汚染対策法
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	文化財保護法
	北海道指定有形文化財	
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例
	市街化調整区域	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域	海岸法

(2) 促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（考慮対象事項）

規則第5条の4第2項第2号に規定する「考慮対象事項」は、表18に掲げる区域及び事項とします。

市町村は、これらの区域や事項に対して、累積的影響に考慮した上で、①地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全を害することや、生態系に影響を与えることなど環境保全上の支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で促進区域に設定するか、②環境保全上の支障の発生のおそれを回避するために適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定するか、③環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないといった検討を行います。

また、これらの考慮対象事項をバイオマス熱供給施設の促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」(法第21条第5項第5号イ)での適切な措置についても地方公共団体実行計画(区域施策編)に位置付けることが必要です。

表18 考慮対象事項

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
大気質への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は地域住民の健康被害の防止など環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道の大気環境（二酸化硫黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の大気環境測定結果（北海道HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第2章・第4章）（経済産業省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な措置を講じること</li> <li>・地域住民の健康、被害者を保護するために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・苫小牧東部地域・西部地域、石狩湾新港地域の公害防止協定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止協定（北海道HP）</li> <li>・公害防止協定（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに工場などを設置する場合は、道と事業者で公害防止協定の締結に努めること</li> </ul>
騒音による生活環境への影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電施設や設置物に囲いを設けるなど施設の稼働や工事による騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は騒音の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
悪臭による影響	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・におい対策・かおり環境について（環境省HP）</li> <li>・基盤地図情報サイト（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や風向きに応じたガスの流れを調査し、周辺に与える影響を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・周辺への悪臭を抑えるなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・離島の国指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区の指定状況（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・発電施設の設置にあたり、主要な移動・渡りルート、集団繁殖地、国内希少種、越冬地、営巣地、採餌場、塘（ねぐら）、移動経路等への設置を避けること（別表参考）</li> <li>・営巣・繁殖期の工事など生息種への人為的攪乱（かくらん）を避けた事業計画が望ましいが、工期などが変更できない場合は、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・さけ・ます増養殖の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・施設の工事や稼働後の作業などによる攪乱も含めて希少な動物の生息環境への影響を考慮して環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・離島の道指定鳥獣保護区内の特別保護地区以外の地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等位置図について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・緑の回廊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の回廊（林野庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・資源保護水面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・重要湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・動物の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・KBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> </ul>	
	・IBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要野鳥生息地の保全（日本野鳥の会HP）</li> </ul>	
	・マリーンIBA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マリーンIBA選定事業とは（日本野鳥の会HP）</li> <li>・海鳥コロニーデータベース（環境省HP）</li> <li>・全国鳥類繁殖分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・全国鳥類越冬分布調査報告（全国鳥類繁殖分布調査HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
・レッドリスト掲載種	・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）		
	・北海道レッドリストについて（北海道HP）		
・指定希少野生動植物種	・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）		
	・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）		
	・文献その他資料		
	・専門家や関係部局等からの聴取		
	・EADAS（環境省HP）		

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面</li> <li>・資源保護水面</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護水面の指定及び管理に関する事務取扱要領の制定について（農林水産省HP）</li> <li>・保護水面、資源保護水面（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定植物群落</li> <li>・植生自然度8・9の区域</li> <li>・巨樹・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全基礎調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・巨樹・巨木林データベース（環境省HP）</li> <li>・北海道国有林の巨樹・巨木（北海道森林管理局HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト掲載種</li> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レッドリスト・レッドデータブック（環境省HP）</li> <li>・北海道レッドリストについて（北海道HP）</li> <li>・国内希少野生動植物種一覧（環境省HP）</li> <li>・指定希少野生動植物種と特定希少野生動植物種（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要湿地</li> <li>・重要里地里山</li> <li>・重要海域</li> <li>・北海道湿原保全マスターープラン掲載の湿原</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省HP）</li> <li>・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省HP）</li> <li>・生物多様性の観点から重要度の高い海域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域</li> <li>・緑の回廊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生の対象となる区域（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KBAマップ（コンサバーションインターナショナルジャパンHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度8・9の区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生（自然度）調査（環境省生物多様性センターHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園一覧、国定公園一覧（環境省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・事業地が林地の場合、施設や付帯設備は事業地界から十分後退させて配置すると共に、極力林分を残置しそれらの構造物を遮蔽すること</li> <li>・周囲に植栽を施す場合、用いる植物は、既に成立する種又は土地本来の種とすること</li> <li>・構造物の高さは、周囲の高木類の樹高を超えないよう配慮すること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・北海道立自然公園の普通地域で植生自然度1～7の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の自然公園（自然環境課）（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・ジオパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道のジオパーク」紹介ページ（北海道HP）</li> <li>・ジオパークへ行こう！（日本ジオパークネットワークHP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・風致地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・風致地区制度（札幌市HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道景観計画について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・樹木の指定状況（国土交通省HP）</li> </ul>	
	・景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要建造物・景観重要樹木（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	
	・アイヌの人たちなどの（重要）文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化的景観（文化庁）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家、関係部局、地域住民等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	・長距離自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長距離自然歩道を歩こう！（環境省HP）</li> <li>・長距離自然歩道北海道自然歩道（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・施設や付帯設備の色を周辺景観との調和に配慮した色彩にするなど構造物が景観に影響を与えないように措置を講じること</li> <li>・事業終了後は、リユースやリサイクルを含めて適正に処理・廃棄すること</li> </ul>
	・身近な自然地域 (環境緑地保護地区以 外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道自然環境保全指針（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
	・特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度（国土交通省HP）</li> <li>・北海道みどりの基本方針_資料編、北海道の都市計画公園（北海道HP）</li> <li>・特別緑地保全地区（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	
その他北海道が必要 と判断するもの	・公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園とみどり（国土交通省HP）</li> <li>・北海道立公園（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的を妨げないことや、公園利用者に著しい支障を及ぼさないなど当該区域で事業を実施することがやむを得ないと認められる場合は、環境の保全に必要な措置を講じた事業計画にすること</li> </ul>
	・下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道（国土交通省HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・都市計画区域の用途地域 (工業地域及び工業専用 地域を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画（国土交通省HP）</li> <li>・都市計画区域の指定状況（北海道HP）</li> <li>・都市計画（制度）（各市町村HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産価値を減じない、施設の機能を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・建築基準法による用途規制に適合すること</li> </ul>
	・国指定文化財（重要文 化財を除く） ・国指定史跡名勝天然記 念物（区域が定められてい ないもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の紹介（文化庁HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・北海道指定文化財（有 形文化財を除く） ・北海道指定史跡名勝天 然記念物（区域が定められ ていないもの） ・記念保護樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道指定の文化財一覧（北海道HP）</li> <li>・文化遺産オンライン（文化庁HP）</li> <li>・自然環境保全地域等（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財など配慮が必要な施設が近隣に存在する場合は、価値を損なわないなど環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、累積的影響に考慮した上で、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取し、環境の保全に必要な措置を講じること</li> <li>・記念保護樹木が近隣に植生する場合は、樹木の植生や保全に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・形質変更時要届出区域 (土壤汚染対策法第11条 第1項及び第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壤汚染対策法   土壤関係（環境省HP）</li> <li>・北海道の土壤汚染対策について（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う場合は、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等で新たな環境リスクが発生するおそれがあるため、実施方法が法に基づく一定の基準に適合するように措置を講じること</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	情報の収集方法	
その他北海道が必要と判断するもの	・廃棄物が地下にある土地に係る指定区域 (廃棄物処理法第15条の17第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下に廃棄物のある土地の区域の指定（北海道HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該区域は、可能な限り改変を避けた事業計画にすること</li> <li>・当該区域の改変が避けられない場合は、土地の改変面積を可能な限り小さくした事業計画にすること</li> <li>・土地の改変を行う場合は、次のような措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物の飛散や流出を防止</li> <li>b) 換気や脱臭など可燃性・悪臭ガスの措置</li> <li>c) 汚水の発生や流出を防止するとともに、定期的に検査を実施</li> <li>d) 土砂の覆いの機能を損なわない又は土砂の覆いに代替する措置</li> <li>e) 当該地に設置された設備の機能を損なわない又は設備を代替する措置</li> <li>f) 石綿や水銀を含む産業廃棄物が地下にある場合は、飛散や溶出の防止など環境の保全に必要な措置を講ずること</li> </ul> </li> </ul>
	・第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業上の利用を図るべき土地であることを勘案し、利用への影響を抑えるための必要な措置を講じること</li> </ul>
	・漁業許可 ・(各種)漁業権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海しる（海洋状況表示システムHP・海上保安庁）</li> <li>・北海道漁業調整規則に関する告示（北海道（振興局）HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業許可や漁業権が設定されている区域は、漁業活動を勘案し、利用や環境の保全に必要な措置を講じること（下流及び海面にある漁業権や許可を含む）</li> </ul>
	・増殖河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増殖河川とふ化場マップ（国立研究開発法人水産研究・教育機構HP）</li> <li>・管内さけ・ます増殖事業における河川環境保全の取組について（根室振興局HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さけ・ます増殖事業を実施している河川など増殖活動（事業）への影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>
	・森林施業を実施・計画している区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画（北海道HP）</li> <li>・関係部局等からの聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道有林野内といった事業実施箇所（予定地）では、森林の持つ公益的機能の発揮及び道有林野の適正な整備・管理に必要な措置を講じること</li> </ul>
	・保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動対策（環境省HP）</li> <li>・発電所に係る環境影響評価の手引（第3章）（経済産業省HP）</li> <li>・土地利用図（国土交通省国土地理院HP）</li> <li>・文献その他資料</li> <li>・専門家や関係部局等からの聴取</li> <li>・EADAS（環境省HP）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設工事の着工から運営、解体に至るまで振動による保全対象施設への影響を抑えるための措置を講じること</li> <li>・事業実施場所から保全対象施設までの距離を1km以上確保する又は、やむを得ず距離を確保できない場合は振動の影響を抑えるために必要な措置を講じること</li> </ul>

## 第3章 促進区域の設定等にあたっての留意事項

市町村は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意する必要があります。

- 市町村が促進区域を設定するときは、環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意し、地域の合意形成の円滑化を図り、地域における事業の受容性を確保するために、国、道や管理者などと事前に協議を行うなど十分に連携・相談すること。  
また、事業者が行う再生可能エネルギー設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があることから、近隣市町村と事前に協議を行うなど、十分に連携・相談すること。
- 促進区域設定時には、区域指定の目的の達成及び環境保全上の悪影響のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定後に、事業実施で悪影響のおそれがあることが懸念される場合は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全の取組」を、地方公共団体実行計画に位置付けること。
- 保護増殖事業対象種のような希少種の生息分布確率、潜在適地などを記したマップを、地域の専門家や北海道立総合研究機構等の支援を受けながら、自治体が主体的に作成し、本基準に則り適切に配慮すること。
- 再生可能エネルギー施設の稼働開始以降も、周辺施設や居住地などの生活環境への影響、野生動植物への影響、地域資源への影響などのモニタリングを実施し、モニタリングの結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見交換することで、影響を評価しつつ、問題が認められた場合は原因を精査して運転や全体計画を見直す「順応的管理」を検討すること。

**別表：北海道における再生可能エネルギー促進区域の設定において、とくに考慮すべき希少種生息地への配慮への考え方**

\*参照すべき資料について、今後有用な新規資料が提供可能になった場合や既存資料(EADASを除く)における区域の更新があった場合は、北海道から市町村に情報を提供する。

\*配慮のための考え方について、調査研究の発展等に伴いより信頼性の高い科学的知見が報告された場合などにおいて、内容が修正される可能性がある。その場合は、北海道から市町村に伝達する。

対象種と生息地タイプ	参照すべき資料（生息区域を示したもの）	生息地周辺における配慮への考え方	配慮すべき範囲や除外すべき範囲の根拠/参考にした文献・資料
オジロワシ営巣地（多くは周年生息）	①環境省EADASセンシティビティマップ ②環境省EADAS重要種の分布図 ③生息適地地図（道北地域のみ）（藪原ら2022） *ただし、上記の①と②には繁殖期（営巣地）のつがいの分布だけでなく、放浪中の若鳥や渡り個体の分布情報も含まれるため、有識者等への確認が必要である。	・促進区候補地が参照すべき資料に示された生息区域や潜在生息域と一部でも重なる、あるいは近接する（6km以内）場合、もしくは地域の鳥類の生息状況に詳しい有識者への事前の聞き取りにより、候補地周辺（6km以内）における営巣地情報や営巣可能性が把握された場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響のない区域を設定すること（設置しない事も含む） ・生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。 ・営巣地（営巣木/代替営巣木）から半径3km以内にあるエリアは、原則として区域から除外すること。	（潜在生息適地地図）*は責任著者 ・藪原佑樹*, 赤坂卓美, 山田芳樹, 原拓史, 奥田篤志, 河口洋一. 2022. 北海道北部地域を対象としたオジロワシの営巣適地推定. 保全生態学研究. <a href="https://doi.org/10.18960/hozen.2012">https://doi.org/10.18960/hozen.2012</a> (離隔距離) ・環境省. 2022. 海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版） ・Krone, O. & Treu, G. 2018. Movement Patterns of White-tailed Sea Eagles near Wind Turbines. The Journal of Wildlife Management 82:1367–1375; DOI: 10.1002/jwmg.21488 ・Länderarbeitsgemeinschaft der Vogelschutzwarten (LAG VSW).2014. Recommendations for distances of wind turbines to important areas for birds as well as breeding sites of selected bird species. Ber. Vogelschutz 51: 15–42.
オジロワシ・オオワシ（非繁殖期）	①環境省EADASセンシティビティマップ ②環境省EADAS重要種の分布図 *ただしオジロワシにおいては、上記の①と②には繁殖期（営巣地）の分布情報も含まれているため、有識者等への確認が必要である。	・促進区候補地が参照すべき資料に示された生息区域や潜在生息域と一部でも重なる、あるいは近接する（6km以内）場合、もしくは地域の鳥類の生息状況に詳しい有識者への事前の聞き取りにより、候補地周辺（6km以内）における生息情報が把握された場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響のない区域を設定すること（設置しない事も含む） ・生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。 ・餌場となっている海岸から5km以内のエリアは、可能な限り区域から除外すること。	（離隔距離） ・環境省海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版令和4年8月） ・Länderarbeitsgemeinschaft der Vogelschutzwarten (LAG VSW) (2014): Recommendations for distances of wind turbines to important areas for birds as well as breeding sites of selected bird species. Ber. Vogelschutz 51: 15–42. ・Tikkanen, H., Chiebao, F. B., Laaksonen, T., Pakanen, V.-M., & Rytkönen, S. 2018. Habitat use of flying subadult White-tailed Eagles ( <i>Haliaeetus albicilla</i> ): implications for land use and wind power plant planning. Ornis Fennica 95: 137–150.
チュウヒ営巣地	①環境省EADASセンシティビティマップ ②環境省EADAS重要種の分布図	・促進区候補地が参照すべき資料に示された生息区域や潜在生息域と一部でも重なる、あるいは近接する場合、もしくは地域の鳥類の生息状況に詳しい有識者への事前の聞き取りにより候補地周辺（2km以内）における生息情報が把握された場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響のない区域を設定すること（設置しない事も含む） ・情報不足の場合など、必要性に応じて有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。 ・営巣地から半径2km以内におけるエリアは、原則として区域から除外すること。	（離隔距離）*は責任著者 ・Cardador, L*. & Mañosa, S. 2011. Foraging Habitat Use and Selection of Western Marsh-Harriers ( <i>Circus aeruginosus</i> ) in Intensive Agricultural Landscapes," Journal of Raptor Research 45: 168-173. ・Fernandez-Bellon, D*. 2020. Limited accessibility and bias in wildlife-wind energy knowledge: A bilingual systematic review of a globally distributed bird group. Science of the Total Environment 737, 140238. <a href="https://doi.org/10.1016/j.scitotenv.2020.140238">https://doi.org/10.1016/j.scitotenv.2020.140238</a> ・Senzaki, M*. Yamaura, Y., & Nakamura, F. 2015. The usefulness of top predators as biodiversity surrogates indicated by the relationship between the reproductive outputs of raptors and other bird species. Biological Conservation 191: 460-468. ・Senzaki, M*. Yamaura, Y., & Nakamura, F. 2017. Predicting off-site impacts on breeding success of the marsh harrier. The Journal of Wildlife Management 81: 973-981.
クマタカ営巣地	①環境省EADASセンシティビティマップ ②環境省EADAS重要種の分布図 ③クマタカ、道内での分布状況. 応用生態工学会. 札幌/北海道猛禽研究会. 2021. 北海道の猛禽類 2020年版. p6.	・促進区候補地が参照すべき資料に示された生息区域や潜在生息域と一部でも重なる、あるいは近接する場合、もしくは地域の鳥類の生息状況に詳しい有識者への事前の聞き取りにより候補地周辺における生息情報が把握された場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響のない区域を設定すること（設置しない事も含む）。 ・生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。 ・営巣地（営巣木）から半径1.5km以内におけるエリアは、原則として区域から除外すること。	（離隔距離） ・環境省. 2012. 猛禽類保護の進め方(改訂版) —特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて— <a href="https://www.env.go.jp/content/900491158.pdf">https://www.env.go.jp/content/900491158.pdf</a> ・クマタカ生態研究グループ. 2004. クマタカ・その保護管理の考え方.

対象種と生息地タイプ	参照すべき資料（生息区域を示したもの）	生息地周辺における配慮への考え方	配慮すべき範囲や除外すべき範囲の根拠/参考にした文献・資料
タンチョウ生息地（繁殖地および越冬地）	①環境省EADASセンシティビティマップ ②環境省EADAS重要種の分布図 ③潜在生息適地地図（Kobayashi et al 2018）	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区候補地が参考すべき資料に示された生息区域や潜在生息域と一部でも重なる、あるいは近接する場合、もしくは地域の鳥類の生息状況に詳しい有識者の事前の聞き取りにより、候補地周辺における生息情報が把握された場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響のない区域を設定すること（設置しない事も含む）。</li> <li>生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。</li> </ul>	<p>（潜在生息適地地図）*は責任著者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Kobayashi, Y.* , Masatomi, Y., Nakamura, F. (2018). Abandoned Farmlands as a Potential New Habitat for Red-crowned Cranes. In: Nakamura, F. (eds) <i>Biodiversity Conservation Using Umbrella Species. Ecological Research Monographs</i>. Springer, Singapore. <a href="https://doi.org/10.1007/978-981-10-7203-1_17">https://doi.org/10.1007/978-981-10-7203-1_17</a></li> </ul>
イヌワシ生息地	①環境省EADASセンシティビティマップ ②環境省EADAS重要種の分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進区候補地が参考すべき資料に示された生息区域や潜在生息域と一部でも重なる、あるいは近接する場合、もしくは地域の鳥類の生息状況に詳しい有識者の事前の聞き取りにより候補地周辺における生息情報が把握された場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響のない区域を設定すること（設置しない事も含む）。</li> <li>生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。</li> </ul>	
シマフクロウ営巣地(周年生息)	①潜在生息適地地図（吉井ほか2017）	<p>促進区設置候補地が参考すべき資料に示された潜在生息域と一部でも重なる、あるいは隣接する（10km以内）場合は、区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり、環境省を通して適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響を与えない区域を設定すること（設置しない事も含む）。</p> <p>生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。</p>	<p>（潜在生息適地地図）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>吉井 千晶, 山浦 悠一*, 小林 慶子, 竹中 健, 赤坂 卓美, 中村 太士. 2017. 動的分布モデルを用いたシマフクロウの個体群再生計画下における分布拡大予測. 保全生態学研究 22 : 105-120</li> <li>（参考）環境省シマフクロウ生息地拡大に向けた環境整備計画に係る全体目標の概要（公開版） <a href="https://tohoku.env.go.jp/content/000041876.pdf">https://tohoku.env.go.jp/content/000041876.pdf</a></li> <li>（離隔距離） <ul style="list-style-type: none"> <li>Hayashi, Y*. 1997. Home range, habitat use and natal dispersal of Blakiston's Fish-owls. J. Raptor Res. 31 :283-285</li> <li>Takenaka, T.* 2018Ecology and Conservation of Blakiston's Fish Owl in Japan. In <i>Biodiversity Conservation Using Umbrella Species - Blakiston's Fish Owl and the Red-crowned Crane</i>. edt. F. Nakamura, Springer, , pp19-46.</li> </ul> </li> </ul> <p><a href="https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-981-10-7203-1_3">https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-981-10-7203-1_3</a></p>
イトウ生息地	参考資料なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道における本種の生息エリアは、現時点で公表されている資料によると檜山振興局以外の全振興局管内とされる。内陸部の小河川等も本種個体群の維持に重要である場合もあることなどから、檜山振興局管内以外で促進区を設定する場合は区域決定前に北海道に相談すること。北海道が窓口となり地域性や専門性の点から適切な有識者を紹介するので、その助言をもとに悪影響を与えない区域を設定すること（設置しない事も含む）。</li> <li>生息地情報の不足がある等の必要に応じ、有識者の助言もふまえてコンサルに委託するなどして現地調査を実施すること。</li> </ul>	<p>（生息エリア）*責任著者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Kanbe, T., Mizumoto, H., Mitsuzuka, T., Nakajima, N. &amp; Araki, H.* 2023. Co-occurrence patterns of endangered Sakhalin taimen and introduced rainbow trout in Hokkaido, Japan, inferred by environmental DNA metabarcoding. Aquatic Conservation: Marine and Freshwater Ecosystems: 1-9. <a href="https://doi.org/10.1002/aqc.4022">https://doi.org/10.1002/aqc.4022</a></li> <li>Mizumoto, H., Mitsuzuka, T. &amp; Araki H.* 2020. An environmental DNA survey on distribution of an endangered Salmonid Species, <i>Parahucho perryi</i>, in Hokkaido, Japan. Front. Ecol. Evol. 8: 569425. doi: 10.3389/fevo.2020.569425</li> <li>本多健太郎*.2020.研究成果情報 希少種イトウの季節的な流域利用と行動パターン. SALMON情報, No. 14:10-14.</li> <li>Fukushima, M.*, Shimazaki, H., Rand, P.S. &amp; Kaeriyama, M. 2011. Reconstructing Sakhalin taimen <i>Parahucho perryi</i> historical distribution and identifying causes for local extinctions. Transactions of the American Fisheries Society 140:1-13. <a href="https://doi.org/10.1080/00028487.2011.544999">https://doi.org/10.1080/00028487.2011.544999</a></li> <li>福島路生.* 2008. イトウ-巨大淡水魚をいかに守るか. 魚類学雑誌 55: 49-53.</li> </ul>